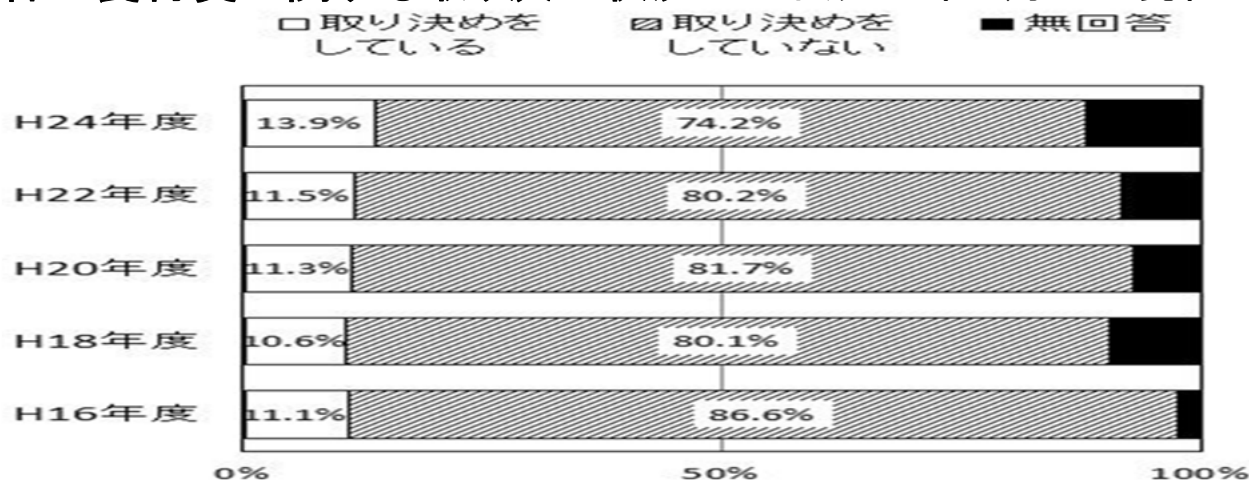


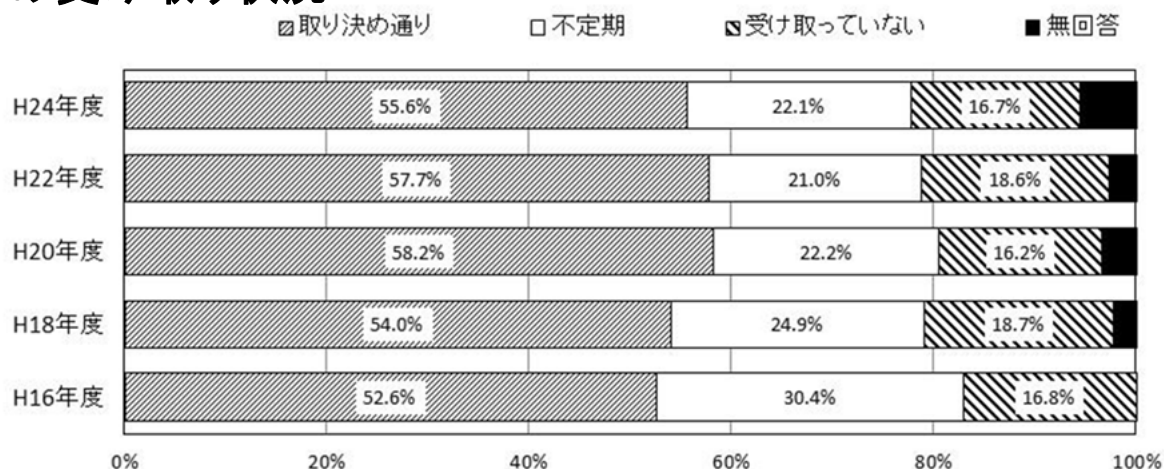
(11) 養育費の状況

○養育費の「受け取りの取り決めをしている」は13.9% (502人)、その内「取り決め通り受け取っている」は約半数の55.6% (279人)。

■入所者の養育費に関する取り決め状況 ※平成24年4月1日現在の在所世帯



■養育費の受け取り状況



(12) 利用者の資格取得状況

資格取得の方法	施設数(施設)	人数(人)	うち就労に結び付いた人数(人)
通学	129/246	305/3608	137
通信教育	13/246	20	3
実務経験年数	16/246	17	7

出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査/全母協

5. 利用者の状況(利用者調査から)

平成20年度 児童関連サービス
調査研究事業

「社会的養護体系における
母子生活支援施設の
現代的役割とケアのあり
方に関する調査研究」

利用者調査の概要

- 対象施設 55施設
- 対象世帯数 1196世帯
- 回収率 54.7%
(日本国籍 54.8%
外国籍 54.4%)

5-1. 利用者の現況

表1 入所期間

	日本国籍		外国籍	
	回答数	%	回答数	%
1年未満	221	36.3	19	51.4
1年目	60	9.9	5	13.5
2年目	108	17.7	6	16.2
3年目	79	13.0	2	5.4
4年目	60	9.9	2	5.4
5年目	34	5.6	0	0.0
6年目	17	2.8	0	0.0
7年目	6	1.0	2	5.4
8年目	5	0.8	0	0.0
9年目	7	1.1	0	0.0
10年目	2	0.3	0	0.0
11年目	6	1.0	0	0.0
12年目	3	0.5	0	0.0
無回答	1	0.2	1	2.7
全体	609	100.0	37	100.0

表2 母子家庭になったきっかけ

	日本国籍		外国籍	
	回答数	%	回答数	%
死別した	7	1.1	2	5.4
離婚した	258	42.4	9	24.3
夫が家出または行方不明になった	12	2.0	2	5.4
自分が家を出た	200	32.8	20	54.1
未婚（非婚）で出産した	83	13.6	1	2.7
その他	42	6.9	0	0.0
不明	7	1.1	3	8.1
全体	609	100.0	37	100

表3 母親の最終学歴

	日本国籍	
	回答数	%
中学校	154	25.3
高校	292	47.9
中卒後専門学校	17	2.8
高卒後専門学校	53	8.7
高等専門学校	18	3.0
短大	45	7.4
大学・大学院	20	3.3
その他	3	0.5
無回答	7	1.1
全体	609	100.0

表4 母親の昨年1年間の就労収入

	日本国籍		外国籍	
	回答数	%	回答数	%
50万円未満	52	11.6	5	19.2
50-100万円未満	75	16.8	10	38.5
100-150万円未満	113	25.3	6	23.1
150-200万円未満	53	11.9	2	7.7
200-250万円未満	26	5.8	0	0.0
250-300万円未満	9	2.0	0	0.0
300-350万円未満	8	1.8	0	0.0
350-400万円未満	0	0.0	0	0.0
400万円以上	3	0.7	0	0.0
無回答	108	24.2	3	11.5
全体	447	100.0	26	100.0

平均就労
収入
112.5万
円

表5 学歴×1年間の就労収入

		合計	1年間の就労収入（税込み）					平均就労 収入金額 （万円）
			100 万円 未満	100- 200万 円 未満	200- 300万 円 未満	300 万円 以上	不明	
全体		609 100.0	127 37.4	166 48.9	35 10.4	11 3.3	108	112.5
学歴	中卒・中学後	171 100.0	37 46.8	34 43.0	7 8.9	1 1.3	35	97.8
	高卒・高卒後	345 100.0	75 35.9	107 51.1	19 9.0	8 3.8	56	114.7
	高専・短大・ 大学	83 100.0	14 29.2	24 50.0	8 16.7	2 4.2	16	127.4
	不明	10 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	7	

表6 成人するまでに経験したこと

日本国籍		ある	ない	無回答	乳幼児期	小学生期	中学生期	中卒以上 20歳未満
1	父親との死別	10.2	76.5	1.8	1.5	2.5	4.6	13.3
2	母親との死別	7.2	79.3	1.0	1.5	1.1	3.8	13.5
3	父親との生別	22.3	63.5	7.6	5.9	3.9	8.2	14.1
4	母親との生別	16.6	68.6	6.6	5.3	3.4	6.1	14.8
5	父親の長期入院（3か月以上）	11.8	72.1	1.8	3.4	2.3	6.2	16.1
6	母親の長期入院	13.1	72.1	1.6	5.4	3.9	6.4	14.8
7	その他の理由による父親の長期不在（3か月以上）	14.8	69.8	3.8	9.7	5.4	4.8	15.4
8	その他の理由による母親の長期不在	8.9	73.9	3.3	4.4	2.1	2.6	17.2
9	施設で暮らした経験	6.6	80.1	3.0	2.8	2.3	2.0	13.3
10	生活保護を受けた経験	10.0	75.5	2.3	4.8	4.1	4.9	14.4
11	生活保護は受けなかったが家庭が経済的に苦しかった経験	33.3	49.9	8.0	21.5	19.2	19.4	16.7
12	虐待を受けた経験	20.5	66.0	8.4	16.6	12.0	7.4	13.5
13	親の暴力を目撃した経験	34.5	53.0	13.0	27.1	18.7	11.8	12.5

9・10・11については、以下クロス集計結果を示す。

表7-1 【施設で暮らした経験】×15歳のころの進路

		合計	15歳の頃の進路							
			全日制高校	定時制・ 通信制高校	職業技術専門学校	専門学校	看護学校高等部	就職した	その他	不明
全体		609 100.0	440 72.2	32 5.3	10 1.6	27 4.4	2 0.3	56 9.2	26 4.3	16 2.6
施設で 暮らした経験 (統合)	ない	488 100.0	382 78.3	22 4.5	9 1.8	17 3.5	1 0.2	36 7.4	13 2.7	8 1.6
	ある	40 100.0	12 30.0	3 7.5	1 2.5	4 10.0	1 2.5	9 22.5	9 22.5	1 2.5
	不明	81 100.0	46 56.8	7 8.6	0 0.0	6 7.4	0 0.0	4 4.9	4 4.9	7 8.6

表7-2

【施設で暮らした経験】×はじめて働き始めた年齢

		合計	はじめて働き始めた年齢						不明
			15歳以下	16-17歳	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30歳以上	
全体		609 100.0	59 9.7	89 14.6	321 52.7	118 19.4	7 1.1	2 0.3	13 2.1
施設で暮らした経験 (統合)	ない	488 100.0	36 7.4	66 13.5	271 55.5	103 21.1	5 1.0	2 0.4	5 1.0
	ある	40 100.0	15 37.5	10 25.0	10 25.0	4 10.0	0 0.0	0 0.0	1 2.5
	不明	81 100.0	8 9.9	13 16.0	40 49.4	11 13.6	2 2.5	0 0.0	7 8.6

表8-1

【生活保護を受けた経験】×18歳のころの進路

		合計	18歳の頃の進路							
			すでに就職していた	すでに結婚していた	就職した	専門学校に進学した	短大に進学した	大学に進学した	その他	不明
全体		609 100.0	133 21.8	45 7.4	211 34.6	62 10.2	48 7.9	18 3.0	59 9.7	33 5.4
生活保護を受けた経験 (統合)	ない	460 100.0	89 19.3	34 7.4	171 37.2	54 11.7	41 8.9	17 3.7	37 8.0	17 3.7
	ある	61 100.0	20 32.8	6 9.8	18 29.5	1 1.6	2 3.3	0 0.0	10 16.4	4 6.6
	不明	88 100.0	24 27.3	5 5.7	22 25.0	7 8.0	5 5.7	1 1.1	12 13.6	12 13.6

表8-2

【生活保護を受けた経験】×はじめて働き始めた年齢

		合計	はじめて働き始めた年齢						不明
			15歳以下	16-17歳	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30歳以上	
全体		609 100.0	59 9.7	89 14.6	321 52.7	118 19.4	7 1.1	2 0.3	13 2.1
生活保護を受けた経験 (統合)	ない	460 100.0	32 7.0	63 13.7	250 54.3	103 22.4	5 1.1	2 0.4	5 1.1
	ある	61 100.0	15 24.6	11 18.0	30 49.2	4 6.6	0 0.0	0 0.0	1 1.6
	不明	88 100.0	12 13.6	15 17.0	41 46.6	11 12.5	2 2.3	0 0.0	7 8.0

表9 【虐待を受けた経験】×はじめて働き始めた年齢

		合計	はじめて働き始めた年齢						不明
			15歳以下	16-17歳	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30歳以上	
全体		609 100.0	59 9.7	89 14.6	321 52.7	118 19.4	7 1.1	2 0.3	13 2.1
虐待を受けた経験 (統合)	ない	402 100.0	27 6.7	48 11.9	229 57.0	88 21.9	4 1.0	2 0.5	4 1.0
	ある	125 100.0	19 15.2	28 22.4	54 43.2	19 15.2	2 1.6	0 0.0	3 2.4
	不明	82 100.0	13 15.9	13 15.9	38 46.3	11 13.4	1 1.2	0 0.0	6 7.3

表10 子どもを短大・大学まで進学させたいか

	日本国籍		外国籍	
	回答数	%	回答数	%
なんとしても進学させたいと思う	55	9.0	12	32.4
本人が希望すれば 進学させたいと思う	378	62.1	16	43.2
奨学金や補助金が受けられれば、 進学させたい	70	11.5	4	10.8
本人が自分で働いて学費を 払えるのであれば、進学させたい	34	5.6	0	0.0
その他	14	2.3	0	0.0
進学させたいとは思わない	32	5.3	0	0.0
無回答	26	4.3	5	13.5
全体	609	100.0	37	100.0

6. ひとり親家庭で育っている子どもが 抱えている課題①

家族関係への影響

- 家庭の崩壊を体験している（父親あるいは母親との別離、他の家族（祖父母）との別離
- 人間関係の破たんを体験している
大人を信用できない等
- DVや児童虐待を体験している
（被虐待児 自己肯定感が低く自信が持てない
人の顔色をうかがう、力関係に敏感）
- 親族との交流が少ない

6. ひとり親家庭で育っている子どもが 抱えている課題②

経済的な困窮による影響

- 課外活動(スポーツ少年団、部活動等)の制限
送迎ができない、当番ができない、用具を揃えることができない等
- 学習塾へ通うことができない
- 進学をあきらめなければならない 進路選択が限られてしまう、早い社会的自立を強いられてしまう
- 必要な学用品等を揃えてもらうことができない(制服や体操服など譲ってもらったもの等)
- 健康問題(虫歯・発達の遅れ・視力の低下・病気に罹りやすい等)
- 衛生問題(衣服の汚れ・しらみの発生・清潔が保たれない)

6. ひとり親家庭で育っている子どもが 抱えている課題③

- 母親(父親)が働いているため、子どもだけで過ごす時間が多い
 - * 子どもの学習に関わる精神的、時間的な余裕がない

学力の低下につながる

* 生活面でも保護されること、守られる体験が少ない、家族の団らんの体験が少ない 大人から認められたり、褒めてもらう機会が少ない、生活の中で学ぶことが少ない、自己肯定感が育まれない

- 様々な体験の機会が得られない

社会的なつながりへの影響

- 人とのつながりが限られてしまう
- 多様な価値観に触れることができない
- 家族ぐるみの交流や地域とのつながりが希薄になり、孤立しがちである

7. ひとり親家庭に必要な支援

- ひとり親形成期における相談支援の充実
- 経済的な支援（児童扶養手当の拡充、多子世帯への増額、非婚世帯への寡婦（夫）控除の適用）
- 就労支援（資格取得期の所得と学費の保障、最低賃金の引き上げ、
● 同一労働同一賃金の保障）
- 親の学びなおしのための支援（就労に前に高校卒業資格の取得が必要な場合）
- 子育て支援（休日保育、夜間保育、学童保育、レスパイトケア等）
- 子どもと過ごす時間の保障
- 病気、冠婚葬祭等必要な時に、家事、育児支援が必要

母子生活支援施設は母子世帯の貧困防止の砦

（積極的な情報提供と、積極的な活用を切に願います）

8. 全ての子どもの健やかな育ちの保障を

生活困窮世帯における乳幼児の安全の保障と良好な養育環境の整備について配慮されるべきである

妊娠期から守られるシステムの構築を

子どもの貧困は妊娠期から始まっている

妊娠相談窓口の創設を

母親が安心して出産できるための支援が貧困の予防につながる

- 健診未受診世帯への積極的な支援を
- 保健師の乳児家庭訪問の回数の増加を

8. 全ての子どもの健やかな育ちの保障を

0歳から6歳までの未就学児への支援

子育て支援事業や保育所など社会的サービス等を利用していない世帯への支援

乳幼児の状態、養育・家庭環境をきめ細やかに、
かつアウトリーチ的に把握をする仕組みが必要

社会的養護を受けている子ども達の健やかな発達の保障

「社会的養護の課題と将来像」の早期の実現

～子どもの環境をより家庭的に整えることと共に、職員の増員が急務～

子どもの育ちを守るためには、子どもに関わる全ての分野での協働が必要

全母協

「母と子の権利擁護と生活の拠点をめざして」
～全国母子生活支援施設協議会です～

